

## 阿蘇・米本地域義務教育学校設立準備委員会設置要領

### (設置)

第1条 八千代市米本1914番地に設置する施設一体型の義務教育学校（以下「阿蘇・米本地域義務教育学校」という。）において、保護者及び地域と協力して「未来を拓き、豊かに生きる人間を育む」ための教育を行うため、阿蘇・米本地域義務教育学校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 準備委員会は、阿蘇・米本地域義務教育学校に関する次の掲げる事項を協議するものとする。

#### (1) 学校運営に関する次の事項

- ア 学校経営に関すること。
- イ 特色ある教育課程に関すること。
- ウ 阿蘇小学校、米本小学校、米本南小学校及び阿蘇中学校（以下「統合対象校」という。）が相互に行う交流に関すること。

#### (2) 教育環境の整備に関する次の事項

- ア 名称、校歌及び校章に関すること。
- イ 制服、体操服、学用品等に関すること。
- ウ 教室の配置、固定遊具等に関すること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか教育環境に関すること。

#### (3) 通学の安全に関する次の事項

- ア 通学路の安全対策に関すること。
- イ 通学支援バスに関すること。
- ウ 自転車通学に関すること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか通学の安全に関すること。

#### (4) 保護者及び地域との連携に関する次の事項

- ア P T Aに関すること。
- イ 学童保育に関すること。
- ウ 阿蘇小学校、米本小学校及び米本南小学校の用途を廃止した後の活用に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか保護者及び地域との連携に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。この場合において、第1号から第3号までの委員を委嘱するときは、統合対象校の校長の意見を参酌するものとする。

(1) 統合対象校に在籍する児童及び生徒の保護者を代表する者 24人以内

(2) 統合対象校の学校評議員を代表する者 4人以内

(3) 統合対象校の通学区域に存する地縁団体及び青少年の健全育成に係る団体を代表する者 10人以内

(4) 統合対象校の校長

(5) 統合対象校の教頭

(6) 統合対象校の教務主任

(委員長)

第4条 準備委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 準備委員会に、次の各号に掲げる協議事項の区分に応じ、当該各号に定める部会を置く。

(1) 第2条第1号に定める事項 学校運営部会

(2) 第2条第2号に定める事項 教育環境整備部会

(3) 第2条第3号に定める事項 通学安全部会

(4) 第2条第4号に定める事項 保護者地域連携部会

2 前項各号に定める部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 第1項各号に定める部会ごとに部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条第2項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第7条 準備委員会及び部会の庶務は、学務課、指導課、保健体育課及び教育総務課が共同して処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年7月31日から施行する。

(準備行為)

2 この要領を施行するために必要な準備行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この要領の施行の日以後最初に招集される準備委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

4 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。